

## 自動車による通学の禁止及び自転車乗り入れ登録制

本学では、教育・研究にふさわしい静かで安全な大学構内の保持、大学内外における交通事故の防止につとめるため、原則として学生の自動車通学は認めていません。

また、オートバイについては、所定の場所へ駐輪し、構内の通行は禁止、違反車には車止めによりロックすることとしておりますので、ご協力をお願いします。

学内外の自転車マナー向上を目指すとともに、違反者に適切な指導を行うことができるようにするため、本学上浜キャンパスに乗り入れる学生の自転車に登録シールを貼付する自転車乗り入れ登録制を実施しています。

上浜キャンパス内で自転車を乗り入れる場合は、様式をダウンロードし、入学後に所属学部の学務担当で申請手続きをとってください。登録できる自転車は、防犯登録をした自転車に限ります。また、登録シールは、本学を離籍するまで有効です。大学近隣や駅周辺での無断駐輪は厳に慎んでください。

令和3年10月1日からは、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されましたので、そちらについても各自加入を済ませてください。

交通ルールを順守するとともに、万一の事故に備えましょう。